

平成 27 年度の実施計画

1. 背景・目的

- ・ 2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（以下「COP10」という。）において策定された愛知目標では、「遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値を人々が認識する。」「生物多様性の価値が国と地方の計画に統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれる」ことが掲げられている。また、COP10 で最終報告書が公表された TEEB（生態系と生物多様性の経済学）においては、自然資本の経済的な価値の評価（以下、「経済価値評価」という。）の重要性が示された。このように、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための有効な手段として、生物多様性及び生態系サービスの価値を経済的に評価し、その価値を様々な主体の意思決定に反映させていくことが世界的に期待されている。環境省では、これまで、生物多様性の生物多様性保全施策への支払い意思額の評価、生態系サービスの経済的価値の試算のほか、評価結果を環境省の施策に活用するための考え方の整理等の取組を実施してきた。
- ・ また、国際社会においては、自然環境を国民の生活や事業者の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されている。事業者が自らの事業活動が自然資本に及ぼす影響を評価し、自然資本を適切に管理していくことは、事業活動の持続可能性を高めることは当然のこと、事業活動の「見える化」や情報開示の進展などにより、事業者の評価の向上、国際競争力の強化にもつながるものである。
- ・ しかし、その活用事例は一部に限られており、地方自治体や企業の関心は高まっている一方で活用事例は少ない。生物多様性の経済価値評価を、まずは、環境省における施策においても、普及啓発、合意形成、意思決定のプロセスにおける 1 つの有効なツールとして位置づけることが必要とされている。

2. 平成 26 年度検討会での論点

① 経済価値評価の活用の方向性の検討

- ・ 自然環境分野における経済的価値評価の活用可能性を検討するため、経済価値評価の活用の方向性、活用事例等について議論をおこない、環境省における各種政策との連携統合を図るためのあり方を検討した。

② 経済価値評価の活用の手引き

- ・ 上記の方向性を踏まえて、“【環境省版】生物多様性の経済価値評価を各事業に活用するための手引き”（以下「手引き」という。）の素案を作成し、環境省における経済価値評価の活用の課題と方向性が整理された。

- ・活動の手引きに記載されている生物多様性の経済評価の方向性については、基本的には実現可能と了解を得られた。上記の検討の場においては、我が国の生物多様性の経済価値の評価を進める上で、以下に示す4つの課題認識（課題と方向性）が示された。

図表 経済評価の活用における課題と方向性等

課題認識	概要
① 経済価値評価の目的の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・経済価値評価は、自然の価値を相対的に評価することが目的。 ・「経済価値評価」及び「自然資本」のに含まれる意味（対象及び手法）は幅広く、個人・立場によって様々であり、目的が明確にならなければ、どの方法が適切かという議論は困難である。
② 評価技術の知見	<ul style="list-style-type: none"> ・経済価値評価の対象として、外部経済性、内部経済性（経済効果、経済波及効果）、コスト等の性質が異なるものが混在しないよう、目的に応じて、評価を行うことが重要。生物多様性のような非利用価値が過小評価されていることが問題であり、積極的に評価を行うべき。 ・生態系機能毎に評価の方法論を決定すれば、地域ごとに評価を行い、日本全体の精度の高い評価が可能。 ・全国的な調査を行い比較評価を行うためには、方法論の標準化を行うとともに、用いる方法の評価精度を高めていくことが必要。 ・日本においては、経済価値評価を行う際の自然科学的なデータが不足しがちである。
③ 行政施策への浸透不足	<ul style="list-style-type: none"> ・経済価値と自然の価値において、交換法則は成立しない。経済価値と同等の金額を支払うことによって、対象地域の開発を許可する制度は認可してはならない。 ・生物多様性の普及啓発、公共事業評価等において活用可能性がある。 ・また、国家勘定、企業活動の量的評価、新税の創設など、経済価値評価に密接に関わる新たな取組の検討を進めることが重要。

④ 企業取組への浸透不足	<ul style="list-style-type: none">・ 企業活動の環境負荷等を評価する場合においては、活動で利用されているが内部化されていない生態系機能の価値を評価すべき。・ 環境省の事業として、企業の経済活動とは関連しない生物多様性等の非利用価値の算定を実施することが必要。・ 社会貢献活動への定量的評価手法の構築については、企業から必要性を聞く声は大きいですが、統一的に定められた評価方法は、定まっていない。・ 自然資本管理の議論（情報開示など）は国際的に着実に進展する見込みであり、国として本議論に遅れないよう見ていくことが必要。
--------------	---

3. 平成 27 年度実施計画

① 経済価値評価に関する中期的な個別施策の検討

生物多様性に関する国際的な動向や研究の進捗等を踏まえ、生物多様性および生態系サービスの経済価値評価に係る中期的な施策の方針を検討する。

② 環境省施策への活用の手引きの作成

- ・過年度の検討結果を踏まえ、環境省において利用できる“【環境省版】生物多様性の経済価値評価を各事業に活用するための手引き”を平成 27 年度目途に作成する。(事業評価に係るカスタマイズ化された手法の検討、付加価値的な評価により施策に活用できる手法の検討など)

※実務的業務に焦点をおき、経済価値評価の実施プロセス、及び各施策において有効な経済価値評価の手法も整理。(個別の業務を想定した活用のイメージも含む)

※経済価値評価の活用方策は、学術的にも十分に整理されておらず、国内においても実務上の行政資料として包括的に整理されていないことから、活用する歳の実務上の留意点も含めて整理する。

※手引きについては、地方自治体の生物多様性関連施策においても、活用可能と考えられることから、一般公開も可能な「ガイドライン又は指針」とすることも検討。

- ・手引きに記載する自然環境関連施策の事業評価への活用事例として、山岳トイレを取り上げる。今年度、山岳トイレの経済価値評価について調査を実施し、その活用の方向性について検討する。

③ 企業の取組について

今後予定している生物多様性民間参画ガイドラインの改訂を見据え、

- ・企業活動の社会貢献の取組の効果の見える化に向けた経済価値評価の活用を推進するための手法を整理する。(～平成 28 年度迄を想定)
- ・企業の自然資本経営については、国内で用いられている評価手法を整理する。ガイドラインには、理念を詳細に記すとともに、現在、国内で用いられている評価手法について、先進的な国内事例として紹介すること等を検討。

4. 有識者検討委員会

- ・手引き作成にむけて、経済価値評価の活用方策の妥当性を確認するとともに、活用する際の施策・事業への反映（運用）、及び課題や留意点を議論いただくもの。
- ・平成27年度において合計3回程度を想定。
- ・本検討会の有識者は、環境経済学、生態学の学者の他、保全団体や企業における活用の専門家を選定。

<検討委員会メンバー>

足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
栗山 浩一	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 正弘	内閣府計量分析室参事官補佐（元京都大学経済研究所准教授）
関 健志	公益財団法人日本生態系協会 事務局長
中静 透	東北大学大学院生命科学研究科 教授
松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教
吉田 謙太郎	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授

<検討委員会の議題（イメージ）>

第1回 （本会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度検討会の内容の確認 ・事業目的の説明 ・今後の環境省における経済価値評価の活用の方向性について ・経済評価の実施例（里山、高山）の検証 ・企業における社会貢献活動の評価手法検討の方向性
第2回（平成27年1月） 第3回（平成27年2月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会からの継続的議題 ・環境省施策における活用の手引きの作成 ・企業における社会貢献活動の評価手法の検証 ・企業における経済価値の活用方策

5. 第 1 回検討会の論点

・ 論点①ー経済価値評価の活用の方向性（総論）

経済的価値評価の活用可能な施策や事業について、環境省の目線において、過年度の検討会の意見を踏まえて整理した実施計画に関してご意見をいただきたい。

- 自然環境施策における経済価値評価の活用の考え方
- 中期スケールにおける経済評価活用の展開プロセス
- 本調査において注力すべき点や進める上での留意点

・ 論点②ー環境省施策（山岳トイレ）における活用の方向性（各論）

本年度実施する国立公園における高山トイレ等の整備に関する経済価値評価の調査内容、今後の国立公園の保全管理への活用可能性や課題に関してご意見をいただきたい。

- 経済価値評価の結果を活用した新たな資金調達に向けた合意形成の可能性
- 山岳トイレの事業評価における経済価値評価の活用可能性

・ 論点③ー生物多様性の経済価値評価（里地里山）における活用の方向性（各論）

昨年度実施した里地里山の生物多様性の経済評価の公表方法（公表までの必要事項、付記すべき留意事項、平成 26 年度に公表した湿地の経済価値評価との関係など）、今後の里地里山施策への活用についてご意見をいただきたい。

- 里地里山の生物多様性保全の経済価値の公表方法
- 既存報告の代替法と CVM の結果の取り扱い方

・ 論点④ー企業の生物多様性保全の取組における活用の方向性（各論）

今後実施していく企業の生物多様性保全への貢献活動の経済価値評価の手法、候補に適した対象企業、今後モデル事業・民間参画ガイドラインへの位置づけを進めていく上での留意事項等についてご意見をいただきたい。

- 企業等における社会貢献活動の評価の活用可能性
- モデル事業の対象となる事例
- モデル事業の実施を踏まえた施策展開の方向性

経済価値評価に関する中期的な個別施策の検討

環境省における、生物多様性および生態系サービスの経済価値評価及びその活用に係る中期的な施策の今後進め方を検討する。

図表 経済評価の活用方策（案）

経済評価の活用方策（案）	これまでの状況	想定される主な施策の方向性（案）
①事業評価における生物多様性・生態系サービス評価の浸透	既存の知見においても検討を進めることが可能であり、また事業評価分野でも検討が進められている。	費用対効果分析における経済価値評価の算定方法の提示。「環境施策への活用の手引き」に事例として整理する。
②国民・市民への生物多様性の価値の普及啓発	これまでの環境省の既存の取組においても、実施されている。	手引きへの整理や、Webなどを通して、既存調査結果を発信するとともに、地方自治体等における活用を促す。
③自然環境への負荷の評価算定（許認可）	海外では、生物多様性等の自然環境の補償制度に向けた根拠として活用される事例があるが、国内ではほとんど見られない。	経済価値評価と自然の本来の価値は単純に比較できないことから、活用には、留意が必要。
④企業等の保全活動の誘致、資源動員に向けた貢献量の評価	既存の知見においても検討を進めることが可能であり、また研究分野、他省庁においても検討が進められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保全活動の貢献量の定量評価手法の確立と簡易な算定フレームの作成。 ・民間参画ガイドラインに手法事例として示し、民間における活用を促す。
⑤生物多様性・生態系サービスの保全への新たな税制構築	税制改正要望の議論に関する動向を踏まえつつ、新たな税制度の構築に必要な評価手法、論理構築が求められている。	税と経済価値評価の関係を整理することが必要。税の使途に関わる全国の保全対象地域の評価手法の確立、及び社会的理解を高める普及啓発を進める。

※以下の項目については、自然資本・生態系サービスの対象が広く、環境省のみならず、広く国全体で検討することが必要であり、本検討会の議論からは外すこととする。

経済評価の活用 方策（案）	これまでの状況と今後の対応
企業活動による 自然資本管理、会 計制度	<ul style="list-style-type: none">・ 企業活動に内部化された生態系の機能の評価に関するもの。・ 諸外国だけでなく、我が国の企業でも関心が高まっており、国際的な動向と企業全体のニーズを踏まえた政府としての対応方針が求められる。・ 現在、国内で用いられている評価手法について、民間参画ガイドラインに、国内の動きとして整理することを検討。
生物多様性と生 態系サービスを 組み込んだ国民 経済計算	<ul style="list-style-type: none">・ 国際社会における取組状況を踏まえつつ、生態系勘定のフレームワーク「環境と経済の政策研究」の成果を踏まえた検討が必要。